

議案第30号

令和6年度宇都宮市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度宇都宮市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	218,797	戸
(2) 年間総処理水量	86,083,619	立方メートル
(3) 一日平均処理水量	235,846	立方メートル
(4) 主要な建設改良事業		
ア 公共下水道建設事業	2,759,822	千円
イ 特定環境保全公共下水道建設事業	933,540	千円
ウ 公共下水道改良事業	4,609,736	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、特別損失中施設等解体撤去費60,000千円の財源に充てるため、企業債54,800千円を借り入れる。

収 入

第1款 下水道事業収益	16,493,660	千円
第1項 営業収益	12,677,801	千円
第2項 営業外収益	3,732,018	千円
第3項 特別利益	83,841	千円

支 出

第1款 下水道事業費	15,830,044	千円
第1項 営業費用	15,113,295	千円
第2項 営業外費用	603,657	千円
第3項 特別損失	93,092	千円
第4項 予備費	20,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,008,400千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額591,239千円、減債積立金取り崩し額89,843千円及び当年度分損益勘定留保資金

4,327,318千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	8,490,509	千円
第1項 企業債	4,736,300	千円
第2項 国庫補助金	2,164,076	千円
第3項 出資金	1,419,653	千円
第4項 他会計負担金	40,647	千円
第5項 工事負担金	103,438	千円
第6項 受益者負担金	26,395	千円

支 出

第1款 資本的支出	13,498,909	千円
第1項 建設改良費	9,159,016	千円
第2項 企業債償還金	4,338,748	千円
第3項 諸支出金	1,144	千円
第4項 その他資本的支出	1	千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項,期間及び限度額は,次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度 下河原水再生センター 包括的維持管理業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	650,485千円に物価変動に伴う増減額を加算した額
令和6年度 川田水再生センター 負荷設備修繕工事	令和7年度	40,876
令和6年度 清原水再生センター 負荷設備修繕工事	令和7年度	29,040
令和6年度 上河内・河内水再生センター及び 奈坪・大塚中継ポンプ場 包括的維持管理業務委託	令和7年度から 令和11年度まで	1,174,074千円に物価変動に伴う増減額を加算した額

令和6年度 河内水再生センター 制御電源設備修繕工事	令和7年度	8,652
令和6年度 河内水再生センター 監視制御設備修繕工事	令和7年度	6,050
令和6年度 清原工業団地排水処理施設 包括的維持管理業務委託	令和7年度から 令和9年度まで	610,251 千円に物価変動に伴う増減額を加算した額
令和6年度 平出工業団地排水処理施設 包括的維持管理業務委託	令和7年度から 令和9年度まで	449,045 千円に物価変動に伴う増減額を加算した額
令和6年度 川田水再生センター 機械濃縮設備増設工事委託	令和7年度から 令和8年度まで	461,800
令和6年度 清原水再生センター 汚水ポンプ増設工事委託	令和7年度	269,500
令和6年度 上河内水再生センター 汚水ポンプ増設工事委託	令和7年度	41,100
令和6年度 川田水再生センター 5系水処理設備改築更新工事委託	令和7年度	916,300
令和6年度 川田水再生センター 4～6系最初沈でん池改築更新工事委託	令和7年度から 令和8年度まで	823,600
令和6年度 清原水再生センター 自動除じん機改築更新工事委託	令和7年度	140,900
令和6年度 竹林中継ポンプ場 改築更新工事委託	令和7年度	502,000

令和6年度 川田水再生センター 直流電源装置その他更新工事	令和7年度	106,117
令和6年度 河内水再生センター 耐水化工事委託	令和7年度	100,000
令和6年度 竹林中継ポンプ場 耐震化工事委託	令和7年度	129,400

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 施設等解体 撤去事業費	54,800	普通貸借又は証券発行  借入時期は、令和6年度 中とする。ただし、工事 の進捗状況等により起 債額の全部又は一部を 翌年度へ繰り延べて借 入れることができる。	5.0% 以 内	借入れの日から10年以 内とし、その他について は借入先の融資条件に よる。ただし、財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若し くは繰上償還又は低利 に借換えすることができる。
公 共 下 水 道 事 業 費	3,797,900	同 上	同 上	借入れの日から40年以 内とし、その他について は借入先の融資条件に よる。ただし、財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若し くは繰上償還又は低利 に借換えすることができる。

特定環境保全公共下水道事業費	602,000	普通貸借又は証券発行  借入時期は, 令和6年度中とする。ただし, 工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度へ繰り延べて借入れることができる。	5.0%以内	借入れの日から40年以内とし, その他については借入先の融資条件による。ただし, 財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し, 若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
流域下水道事業費	123,900	同上	同上	同上
農業集落排水事業費	81,800	同上	同上	同上
地域下水処理事業費	90,200	同上	同上	借入れの日から10年以内とし, その他については借入先の融資条件による。ただし, 財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し, 若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
工業団地排水処理事業費	40,500	同上	同上	同上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は, 7,700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 929,981 千円

(2) 交際費 100 千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の雨水処理等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,388,658 千円である。

令和6年2月22日提出

宇都宮市長 佐藤 栄一